## 船舶インシデント調査報告書

令和6年1月24日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

	運輸安全委員会(海事専門部会)議決
インシデント種類	運航不能(機関故障)
発生日時	令和5年7月16日 20時00分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市「冠」島北方沖
	成生岬灯台から真方位345°6.1海里付近
	(概位 北緯35°42.0′ 東経135°25.7′)
インシデントの概要	プレジャーボート数丸は、錨泊中、主機のクラッチが作動しなくな
	り、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年8月28日、主管調査官(神戸事務所)を指名
	原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 数丸、5トン未満(長さ10.25m)
船舶番号、船舶所有者等	251-10746京都、個人所有
	ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力169. 2kW、回転数
	毎分2,700、6気筒、ボア105㎜、使用燃料軽油、機関製造
	年月日不詳、昭和58年3月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象:天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好
	海象:海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、冠島北方沖で主
	機を中立にして錨泊し、釣りを行った後、船長が釣り場を移動しよう
	と揚錨して主機を前進に掛けたが前進しなかった。
	船長は、クラッチレバーを動かしても、クラッチが前進にも後進に
	も入らないことを認めて航行不能と判断し、118番通報して救助を
	要請した。
	本船は、来援した巡視艇により舞鶴市所在の係留地へえい航され
	た。
	整備業者は、本インシデント後に主機を点検したところ、クラッチ
	作動油の油圧配管に経年劣化による破口が生じ、作動油が漏れ出して
	いて、クラッチが作動しないことを確認した。
	船長は、主機を定期的に点検していたが、破口の発生箇所は、目視
	が難しい場所であったので、19年以上点検したことがなかった。
分析	本船は、主機のクラッチ油圧配管全体の点検が19年以上行われて
	いない中、主機を中立にして錨泊中、主機のクラッチ作動油の油圧配
	管に経年劣化による破口が生じたことから、主機のクラッチ作動油が
	漏れてクラッチが作動せず、推進器が回転しなくなり、運航不能とな

	ったものと推定される。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、主機のクラッチ油圧配管全体の
	点検が19年以上行われていない中、主機を中立にして錨泊中、主機
	のクラッチ作動油の油圧配管に経年劣化による破口が生じたため、主
	機のクラッチ作動油が漏れてクラッチが作動せず、推進器が回転しな
	くなったことにより発生したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え
	られる。
	・船舶所有者及び船長は、各種油圧配管について全体を確実に点検
	し、経年劣化や損傷が認められる場合には、整備や修理を行うこ
	と。